

証券コード 5982
2022年5月11日

株 主 各 位

東京都台東区根岸二丁目19番18号

株式会社 マルゼン

代表取締役社長 渡 辺 恵 一

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年5月25日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月26日(木曜日)午前11時(受付開始 午前10時)

2. 場 所 東京都台東区根岸二丁目19番18号

当社本社 2階多目的ホール

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい)

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

3. 目的事項 報告事項

1. 第61期(2021年3月1日から2022年2月28日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第61期(2021年3月1日から2022年2月28日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

以 上

◎新型コロナウイルス感染拡大防止と株主様のご健康のため、本年はご来場を見合わせ、同封の議決権行使書用紙にて議決権を行使していただくことをご検討下さいますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.maruzen-kitchen.co.jp>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、一昨年から続く新型コロナウイルス感染拡大の波が1年を通して続き、経済活動、消費活動が減退する極めて厳しい状況が続きました。

加えて、資源高や半導体不足などにより我が国を含め世界経済全体においても先行き不透明な状況です。

当社グループの主要顧客である外食・中食産業におきましても、新型コロナウイルスの影響により、飲食店等における営業自粛や営業時間の短縮、外出自粛や消費マインドの減退、インバウンドの蒸発などにより、飲食・宿泊市場では売り上げが大きく減少し、また閉店が拡大しました。一方、スーパーマーケットやテイクアウト、デリバリー等では売り上げが増加するなど業種・業態により影響はまちまちですが、全体的には大変厳しい環境が続いております。

このような状況の中、当連結会計年度の売上高は、528億25百万円（前年同期比16.3%増）、営業利益は38億29百万円（同13.0%増）、経常利益は42億36百万円（同14.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては28億73百万円（同14.7%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

① 業務用厨房部門「業務用厨房機器製造販売業」

主たる事業の業務用厨房部門では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により外食、ホテル・旅館等において年度を通して厳しい状況が続きました。しかし、当社グループの多岐にわたる販売先業種・業態におきまして、好調な食品スーパーや厳しい環境の中でも出店、設備投資意欲の高い外食企業等への営業を推進しました。また、業界随一の豊富で多種多様なオリジナル製品の単品販売が好調に推移しました。新型コロナウイルスへの対策としては、自動手指洗淨消毒器などの衛生関連機器や、テイクアウト、デリバリー対応機器等の提案販売、Webによる調理セミナーの実施など、お客様の安心安全と顧客満足度の向上に注力いたしました。

以上の結果、売上高は503億87百万円（前年同期比18.3%増）、営業利益は41億33百万円（同21.5%増）となりました。

② 大型ベーカーリー部門「ベーカーリー機器製造販売業」

大型ベーカーリー部門では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により海外向けの営業がほとんど出来ませんでした。また、国内での大型設備投資案件にも乏しく、その結果、売上高は18億59百万円（前年同期比19.4%減）、営業損失は4百万円（前年同期は営業利益3億16百万円）となりました。

③ ビル賃貸部門「ビル賃貸業」

5物件を有する土地と資金の有効活用を目的としたビル賃貸部門の業績は計画通り推移し、売上高は5億97百万円（前年同期比10.3%増）、営業利益は4億24百万円（同16.5%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、2億29百万円で、これらに伴う資金は、全額自己資金により充当いたしました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

主たる販売先である外食・中食市場におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により飲食店や宿泊施設等では売上高が減少し、一方ではスーパーマーケットや各種デリバリー等の売上高が増加など業種・業態によりまちまちですが、全体的には厳しい環境が続いております。

当社グループの販売先は、レストラン・ラーメン・居酒屋チェーン等の外食産業、学校・病院・福祉施設等の集団給食、さらにはスーパー・コンビニ・ドラッグストア・弁当惣菜等の中食産業に至るまで非常に幅広く、多品種少量が特徴であります。また、新型コロナウイルスへの対策としての衛生関連機器や飲食業界におけるテイクアウト、デリバリー等への業態転換に対応する厨房機器への需要が高まっております。

当社グループといたしましては、これら幅広い業種業態のお客様に対応するため、時代のニーズにマッチした自社オリジナル製品のラインアップ拡充とあわせ、営業提案、短納期、アフターサービス、お客様専用の特注製品対応にいたるまでの総合的なサービス体制の充実に努めております。また、東南アジアを中心とした海外販売への取り組みも強化してまいります。

さらにはメーカーとして高品質・高機能・低価格で安全性も高い厨房機器や、省エネ、作業環境の向上などSDGsにも貢献する厨房機器の開発・製造を行って自社製品比率の向上につなげ、かつ、サービスメンテナンス体制の強化、消耗品・保守契約等の販売を強化して、収益力の向上につなげてまいります。一方では、業務効率化、生産性の向上等、効率経営を強化してコスト削減を推進してまいります。

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区分 \ 期別	第58期 2018年度	第59期 2019年度	第60期 2020年度	第61期 2021年度 (当連結会計年度)
売上高	百万円 51,518	53,580	45,410	52,825
経常利益	百万円 4,944	5,197	3,710	4,236
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 3,383	3,593	2,504	2,873
1株当たり当期純利益	円 209.21	222.23	154.78	177.46
総資産	百万円 53,749	55,968	55,295	61,755
純資産	百万円 34,535	37,027	39,070	41,471
1株当たり純資産額	円 2,135.72	2,289.79	2,414.32	2,560.68

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区分 \ 期別	第58期 2018年度	第59期 2019年度	第60期 2020年度	第61期 2021年度 (当事業年度)
売上高	百万円 48,758	51,293	43,141	50,985
経常利益	百万円 4,696	4,946	3,086	3,985
当期純利益	百万円 3,227	3,439	2,093	2,709
1株当たり当期純利益	円 199.58	212.69	129.42	167.34
総資産	百万円 48,197	50,123	49,830	55,393
純資産	百万円 32,105	34,470	36,092	38,359
1株当たり純資産額	円 1,985.44	2,131.67	2,230.26	2,368.54

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

(6) **主要な事業内容** (2022年2月28日現在)

当社グループは、当社および子会社4社で構成されております。
各社の主な事業内容は次のとおりであります。

会 社 名	主 な 事 業 内 容
株 式 会 社 マ ル ゼ ン	業務用厨房機器の仕入および販売並びにビルの賃貸
マルゼン工業株式会社	業務用厨房機器の製造および当社への販売
株式会社フジサワ・マルゼン	ベーカリー工場設備・機器の製造、販売および当社への販売
台湾九善股份有限公司	業務用厨房機器の台湾での販売およびマルゼン工業への部品の供給
Maruzen (Thailand) Co.,Ltd.	業務用厨房機器のタイ王国での販売

(7) **主要な事業所および工場** (2022年2月28日現在)

名 称		所 在 地
当 社	マルゼン工業株式会社	
本社・営業本部・東京支社	本 社	東京都台東区
大 阪 支 社	—	大阪府大阪市西区
名 古 屋 支 社	—	愛知県名古屋市中村区
北日本物流センター	東 北 工 場	青森県十和田市
西日本物流センター	九 州 工 場	福岡県八女郡
東日本物流センター	首 都 圏 工 場	埼玉県春日部市

(8) **従業員の状況** (2022年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セ グ メ ン ト 名	従 業 員 数 (人)		前 期 末 比 増 減 (人)	
業 務 用 厨 房 機 器 製 造 販 売 業	1,195	(293)	△53	(△9)
ベーカリー機器製造販売業	79	(11)	3	(-)
ビ ル 賃 貸 業	1	(-)	-	(-)
全 社 (共 通)	44	(19)	△2	(1)
合 計	1,319	(323)	△52	(△8)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者は除き、グループ外からの出向者を含む。)であり、臨時雇用者は()に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員および臨時雇用者は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状態

従業員数（人）	前期末比増減（人）	平均年齢	平均勤続年数
863(159)	△30(1)	40歳10カ月	14年6カ月

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は（ ）に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 重要な親会社および子会社の状態（2022年2月28日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状態

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
マルゼン工業株式会社	10百万円	100.0%	業務用厨房機器の製造および当社への販売
株式会社 フジサワ・マルゼン	10百万円	100.0%	ペーカリー工場設備・機器の製造、販売および当社への販売

(10) 主要な借入先の状態（2022年2月28日現在）

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2022年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数 65,000,000株
- ② 発行済株式の総数 19,780,000株
- ③ 株主数 2,193名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 マ サ ト ヨ	3,739千株	23.08%
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プラ イスト ストック ファン ド (プリンシパル オール セクター サポートフォ リオ)	1,544	9.53
光 通 信 株 式 会 社	1,212	7.48
渡 辺 恵 一	557	3.43
マルゼン従業員持株会	540	3.34
渡 辺 雄 大	509	3.14
石 川 し の ぶ	484	2.99
一般財団法人マルゼン食み らい 創 造 財 団	450	2.77
渡 辺 直 子	337	2.08
パーシングディヴィジョン オブドナルドソンラフキン アンドジェンレットエスイ ーシーコーポレーション	285	1.76

- (注) 1. 上位10名の株主を記載しております。
2. 持株比率は、自己株式 (3,584,534株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況 (2022年2月28日現在)

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2022年2月28日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	渡 辺 恵 一	マルゼン工業株式会社代表取締役社長 株式会社フジサワ・マルゼン代表取締役社長 台湾丸善股份有限公司董事長 Maruzen (Thailand) Co.,Ltd.代表取締役社長
取締役副社長	渡 辺 雄 大	営業本部長兼海外営業・商品購買担当 株式会社フジサワ・マルゼン取締役副社長
専務取締役	萬 實 房 男	管理本部長 マルゼン工業株式会社専務取締役 台湾丸善股份有限公司監察人
常務取締役	竹 原 直 之	近畿・中部・九州事業部担当
常務取締役	山 野 井 誠	東関東・南関東・信越・北海道・東北事業部担当
取締役	箭 内 隆	首都圏事業部・営業開発部担当兼首都圏事業部長
取締役	種 村 浩 樹	中四国事業部長
取締役	中 丸 康	
取締役	矢 部 孝 治	
常勤監査役	久 野 敬 之	マルゼン工業株式会社監査役 株式会社フジサワ・マルゼン監査役
監査役	長 坂 修	税理士
監査役	古 明 地 宏	

- (注) 1. 取締役 中丸 康氏および矢部孝治氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 久野敬之氏、監査役 長坂 修氏および古明地宏氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 長坂 修氏は税理士資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社の子会社の取締役および当社監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害などは填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針

取締役の報酬については、2021年2月21日開催の取締役会決議により、決定方針を定めて、その報酬内容は基本報酬および業績連動報酬並びに非金銭報酬で構成されております。

② 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬額は、月例の固定報酬として、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

③ 業績連動報酬、非金銭報酬に関する方針

業績連動報酬の役員賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。

加えて非金銭報酬の譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と対象取締役との一層の価値共有を進めることを目的として、役位、職責、在任年数等に応じて毎年、一定の時期に株式による支給を取締役会にて決定しております。

④ 取締役の個人別の内容の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬額については、基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の決定について、代表取締役社長渡辺恵一がその具体的内容について委任を受けるものとし、各取締役の役割と責務および業績貢献度並びに在任年数等を総合的に判断して、個人別報酬配分決定権限を委任された代表取締役社長渡辺恵一が適切に決定します。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績成果を判断するには、代表取締役社長が適任と判断したためであります。

⑤ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	220,043 (3,454)	138,450 (2,450)	55,268 (1,004)	26,325 (-)	9 (2)
監査役 (うち社外監査役)	8,424 (8,424)	6,120 (6,120)	2,304 (2,304)	(-) (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	228,467 (11,878)	144,570 (8,570)	57,572 (3,308)	26,325 (-)	12 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2012年5月24日開催の第51回定時株主総会の決議による報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まない。）は次のとおりであります。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名で、社外監査役の員数は4名です。
- 取締役 年額 300,000千円
監査役 年額 30,000
- また、2020年5月26日開催の第59回定時株主総会において、上記報酬額とは別枠で、取締役に対して譲渡制限付株式報酬制度年額100,000千円以内（社外取締役を除く。）とすることが決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は2名）で、社外監査役の員数は3名です。
3. 2020年5月26日開催の第59回定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、退任時に当該退職金制度までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することが決議されております。

(5) 社外役員に関する事項

社外取締役および監査役の活動状況

当事業年度の取締役会には、社外取締役 中丸 康氏および常勤監査役 久野敬之氏、監査役 長坂 修氏並びに古明地宏氏は、開催された15回全てに出席、また、社外取締役 矢部孝治氏は、2021年5月に就任以降に開催された取締役会11回の全てに出席して、会議では財務諸表関係、リスク管理関係、法令遵守関係を含めた内部統制関連のみならず、グループ各社の諸施策や当社をめぐる業界動向等についても活発な質疑、意見交換を行っております。

なお、長坂 修氏は税理士としての専門的見地からの発言も行っております。

当事業年度の監査役会には、常勤監査役 久野敬之氏、監査役 長坂 修氏および古明地宏氏は、開催された15回全てに出席しております。監査結果や重要会議の内容等についての報告や意見交換等を行うほか、監査の計画や方法等について協議を行っております。

また、経営トップと定期的に意見交換会を実施するとともに、事業所やグループ会社の工場等の現場往査も行っております。

なお、久野敬之氏はマルゼン工業株式会社および株式会社フジサワ・マルゼンの監査役であります。マルゼン工業株式会社および株式会社フジサワ・マルゼンは、当社の完全子会社であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(注) 有限責任監査法人トーマツは、2021年5月26日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により会計監査人を退任し、同株主総会で新たにPwCあらた有限責任監査法人が会計監査人に選任され、就任しました。

(2) 会計監査人の報酬等の額

	金 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	39百万円
② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分はできませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、若しくは監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 当社および子会社の取締役並びに従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社および子会社の取締役並びに従業員が法令および定款を遵守し業務を適正に遂行するために、「取締役会規則」「就業規則」の中に関連規程を定める。
- ② 監査役、監査役会および内部監査室を置き、それぞれ「監査役会規則・監査役監査規則」
「内部監査規程・内部監査実施要領」に則り、当社および子会社の取締役並びに従業員の職務の執行が法令および定款に適合していることを監査する。
- ③ コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス報告書により報告された事項について、緊急を要する場合は随時、その他については月一回の定例会議において討議し対処する。
- ④ 当社および子会社の取締役並びに従業員の法令違反に問われかねない職務の執行等はコンプライアンス報告書により、事故・事件や自然災害並びに当社および子会社の取締役並びに従業員の不正行為等は危機管理報告書により適切に通報される体制を構築する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報の保存および管理が適切に実施されるために「文書管理規程」を定める。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業の推進に伴って生じるすべてのリスクを詳細に把握・分析し、これに備える。
 - (イ) 主要販売先・主要仕入先等の経営リスク
 - (ロ) 製品の不具合により生じる製造物責任リスク等
 - (ハ) 自社製品の販売比率低下により生じる財務リスク
 - (ニ) 製品の製造に係る原料の供給リスクや自然災害を含む生産途絶（減少）リスク等
 - (ホ) 製品の供給や輸送インフラ等の不具合により生じるリスク
 - (ヘ) 当社の経営者の不適切な経営判断や優秀な幹部社員の退職等による人的な経営リスク
 - (ト) 保有資産の外為、証券、不動産等の相場変動リスク
 - (チ) 知的財産について生じるリスク
- ② 危機管理委員会を設置し、危機管理報告書により報告された事項について、緊急を要する場合は随時、その他については月一回の定例会議において討議し対処する。

- ③ メーカーとして製品の品質や安全性のレベル向上に重点を置き、外部検査機関の検査基準に基づく製品作りを行う。また研究開発部門が製品の抜き取り検査を実施し、かつガス燃焼製品については製造部門が規格製品の全品検査、並びに特注オーダー製品の全品検査を実施し、検査結果は毎月定例の経営会議において報告を行う。
 - ④ 内部監査室は、各部署の業務全般における日々のリスクを把握し、リスク回避の指導を実施する。
- (4) **当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 効率良く迅速な意思決定が行えるシンプルでフラットな組織作りを重視し、取締役会は経営環境の変化に迅速に対応できるスピード経営をモットーに構成する。
 - ② 取締役は「取締役会規則」「業務分掌規程」「職務権限規程」に則り、適正に職務を執行する。
 - ③ 毎月定例の取締役会および当社と子会社とで合同で行う経営会議等の重要会議を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して十分な議論を行い、重要事項に関しては迅速かつ確な意思決定を行う。
 - ④ グループ企業理念並びに全社共通目標を基に、中・長期計画および単年度計画を策定し、企業集団全体での意思統一により効率的に職務を執行できる体制を確保し、かつ業績の進捗管理を行う。
- (5) **企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 企業集団として統一の経営理念を定める。
 - ② 毎月定例の取締役会および経営会議等の重要会議には、子会社取締役が参加して月次の業績報告等を行うほか、十分な意見交換並びに必要な指導により業務の適正を確保する。
 - ③ コンプライアンス委員会、危機管理委員会は子会社取締役を含めて組織する。
 - ④ 当社の内部監査室が子会社の監査も実施し、その監査結果は適宜に代表取締役社長に報告するほか、毎月定例の経営会議において報告を行う。
- (6) **子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
- 当社が定める「関連会社管理規程」に基づき、子会社の経営の基本方針および計画に関する事項については事前に当社と協議を行うものとし、毎月の営業成績、取締役会の議事、その他重要な事項については定時報告を行うものとする。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役が求めた場合、その職務を補助する従業員を選任する。従業員の人事選等については監査役会の意向を尊重し、協議の上決定する。

(8) 前号の従業員の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役職務補助者として選任した従業員は、監査役から要請を受けた業務に関して上長の指揮命令を受けないものとし、またその従業員の異動、評価、懲戒等は予め監査役会の意見を尊重して決定する。また当該従業員は監査役の要請を受けた業務を優先して従事するものとする。

(9) 当社および子会社の取締役並びに従業員が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は、毎月定例の取締役会並びに当社と子会社とで合同で行う経営会議等の重要会議に出席し、重要事項は適宜報告を受けられる体制とし、かつ必要に応じて当社および子会社の取締役並びに従業員に対し報告を求めることができることとする。なおコンプライアンス委員会、危機管理委員会にもオブザーバーとして参加する。
- ② 当社および子会社の取締役並びに従業員は、会社に著しく影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合、その都度監査役に報告するとともに、当該事項に係るコンプライアンス報告書、危機管理報告書を含め、稟議書および報告書等は、監査役にも回議する体制とする。
- ③ 当社は、監査役への報告を行った当社および子会社の取締役および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役並びに従業員へ周知する。

(10) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求が監査役または監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

(11) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、「監査役会規則」「監査役監査規則」に則り、取締役の職務執行全般について監査を実施する。
- ② 監査役は、内部監査室と意見交換を密にして、全社的にコンプライアンス体制を監視・評価する。
- ③ 監査役は、代表取締役社長並びに監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 内部統制システム全般について

当社および当社グループ会社の内部統制システムが有効に機能しているかについて、当社の内部監査室が内部統制監査および内部監査を実施することにより確認し、改善に取り組んでおります。

(2) コンプライアンスについて

当社および当社グループ会社が法律や企業倫理を遵守するために、毎月の経営会議において、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの意識向上を図っております。

(3) 危機管理について

当社および当社グループ会社の事業活動が深刻な影響を及ぼす虞がある事態を「危機」と定義し、毎月の経営会議において、危機管理委員会を開催し、損失の極小化および再発の防止に対処しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

特に方針を定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様への利益還元をもっとも重要な課題の一つと考え、配当を安定的かつ継続的に行うことを基本方針としつつ、当期より連結配当性向30%を目安といたします。また、内部留保につきましては、将来の安定拡大に向けた研究開発や設備投資、マーケットシェア拡大のための投資等、企業価値向上のための投資に優先的に活用してまいります。

当期の配当につきましては、期末配当金を1株当たり35円とし、中間の15円と合わせて年間50円とすることといたしました。

[備考] 本事業報告記載の金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	43,013,620	流動負債	17,529,192
現金及び預金	29,097,672	支払手形及び買掛金	4,652,354
受取手形及び売掛金	8,237,785	電子記録債務	8,653,942
商品及び製品	2,840,934	リース債務	6,579
仕掛品	1,305,541	未払法人税等	994,324
原材料及び貯蔵品	1,252,361	賞与引当金	657,000
その他	284,838	役員賞与引当金	57,572
貸倒引当金	△5,514	設備支払手形	272,407
		その他	2,235,012
固定資産	18,742,251	固定負債	2,755,305
有形固定資産	15,904,207	リース債務	12,356
建物及び構築物	6,582,104	土地再評価に係る繰延税金負債	172,186
機械装置及び運搬具	1,324,342	役員退職慰労引当金	25,900
土地	7,892,002	退職給付に係る負債	1,870,094
リース資産	4,708	長期設備支払手形	347,048
建設仮勘定	31,849	その他	327,718
その他	69,200	負債合計	20,284,497
無形固定資産	26,203	(純資産の部)	
ソフトウェア	13,671	株主資本	44,889,338
リース資産	12,531	資本金	3,164,950
投資その他の資産	2,811,841	資本剰余金	2,522,326
投資有価証券	2,087,459	利益剰余金	42,490,381
長期貸付金	19,985	自己株式	△3,288,319
繰延税金資産	518,541	その他の包括利益累計額	△3,417,963
その他	193,866	その他有価証券評価差額金	1,133,957
貸倒引当金	△8,011	土地再評価差額金	△4,556,460
		退職給付に係る調整累計額	4,539
資産合計	61,755,872	純資産合計	41,471,374
		負債純資産合計	61,755,872

連結損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		52,825,400
売 上 原 価		38,357,960
売 上 総 利 益		14,467,440
販売費及び一般管理費		10,637,933
営 業 利 益		3,829,506
営 業 外 収 益		411,922
受 取 利 息	203	
受 取 配 当 金	12,098	
固 定 資 産 賃 貸 料	25,118	
仕 入 割 引	134,387	
作 業 く ず 売 却 収 入 そ の 他	207,835 32,279	
営 業 外 費 用		5,044
売 上 割 引 そ の 他	4,770 273	
経 常 利 益		4,236,384
特 別 利 益		4,184
固 定 資 産 売 却 益	4,184	
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	469	652
固 定 資 産 除 却 損	183	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,239,916
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,446,843	1,366,575
法 人 税 等 調 整 額	△80,268	
当 期 純 利 益		2,873,340
親会社株主に帰属する当期純利益		2,873,340

連結株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から)
(2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,164,950	2,505,468	40,102,717	△3,299,707	42,473,427
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△485,676		△485,676
親会社株主に帰属する当期純利益			2,873,340		2,873,340
自 己 株 式 の 取 得				△78	△78
自 己 株 式 の 処 分				11,466	11,466
自己株式処分差益		16,858			16,858
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	16,858	2,387,663	11,388	2,415,910
当 期 末 残 高	3,164,950	2,522,326	42,490,381	△3,288,319	44,889,338

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	1,118,707	△4,556,460	35,318	△3,402,434	39,070,993
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△485,676
親会社株主に帰属する当期純利益					2,873,340
自 己 株 式 の 取 得					△78
自 己 株 式 の 処 分					11,466
自己株式処分差益					16,858
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	15,249	-	△30,779	△15,529	△15,529
当 期 変 動 額 合 計	15,249	-	△30,779	△15,529	2,400,380
当 期 末 残 高	1,133,957	△4,556,460	4,539	△3,417,963	41,471,374

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲等に関する事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

マルゼン工業株式会社
株式会社フジサワ・マルゼン

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称

台湾丸善股份有限公司
Maruzen(Thailand)Co.,Ltd.

連結子会社の範囲から除いた理由

当該会社については、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等の額が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の名称

台湾丸善股份有限公司
Maruzen(Thailand)Co.,Ltd.

持分法を適用していない理由

当該会社については、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

製品、原材料、仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産
(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	8年~65年
機械装置及び運搬具	4年~10年

② 無形固定資産
(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれの発生翌連結会計年度から損益処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(退職給付に係る負債)

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

退職給付に係る負債 1,870,094千円

2. 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの退職給付費用、退職給付債務は割引率、昇給率、死亡率等さまざまな仮定に基づき算出しております。この割引率は、国債の市場利回りに基づき算定しております。また、年金資産の長期期待運用収益率は各年金制度の年金運用資産方針に基づき決定しております。これらの見積りに用いた仮定には将来の不確実性を伴うため、見積りの仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響による会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の広がり、当社グループの事業活動に影響を及ぼしておりますが、今後の広がり方や収束時期等を予測することは極めて困難であります。

しかしながら、当社グループは当該感染症が徐々に改善の兆しが見られることで、経済活動が段階的に引き上げられ、緩やかに回復すると仮定しております。

このような状況下で、当社グループは様々な経営状況を勘案して会計上の見積りへの影響を検討しましたが、当社グループの業績に重要な影響を与えないものと判断しております。

なお、当該感染症の収束時期が長期化した場合等には、会計上の見積りへの影響を再度検討する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 19,180,151千円

2. 土地再評価

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税標準価格に合理的な調整を行い算出しております。

再評価を行った年月日 2002年2月28日

再評価を行った土地の期末における時価と 534,714千円

再評価後の帳簿価額との差額

(上記差額のうち賃貸等不動産に係るもの) 355,246千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 連結会計年度の末日における発行済株式の総数 19,780,000株
2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月26日 定時株主総会	普通株式	242,745	15.00	2021年2月28日	2021年5月27日
2021年10月8日 取締役会	普通株式	242,931	15.00	2021年8月31日	2021年11月5日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2022年5月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	566,841	35.00	2022年2月28日	2022年5月27日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、基本として自己資金内での資金計画を行っております。

資金運用については、主に流動性の高い金融資産で運用し、元本が保証されるか若しくはそれに準じた安全性を確保しつつ、安定的な運用成果の得られるものを対象としております。

また、当社グループはデリバティブ取引を全く利用しておりません。

- (2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、販売規程に基づき充分な与信管理を行っております。

また、一方で顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に長期保有を目的とした業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクおよび発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5カ月以内の支払期日でありませ

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません。

(注) 2. 参照)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	29,097,672	29,097,672	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,237,785	8,237,785	—
(3) 投資有価証券	1,952,746	1,952,746	—
(4) 長期貸付金 貸倒引当金(※1)	19,985 △4,262		
	15,723	15,720	△3
資産計	39,303,927	39,303,924	△3
(1) 支払手形及び買掛金	4,652,354	4,652,354	—
(2) 電子記録債務	8,653,942	8,653,942	—
(3) 未払法人税等	994,324	994,324	—
(4) 設備支払手形	272,407	272,407	—
(5) 長期設備支払手形	347,048	343,454	△3,594
負債計	14,920,076	14,916,482	△3,594

(※1) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

これらは株式であり、時価については、取引所の価格によっております。

- (4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定方法は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 未払法人税等、(4) 設備支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期設備支払手形

長期設備支払手形の時価の算定方法は、金融機関からの新規借入を行った場合の利率等を想定して、当該支払手形が決済される期間に対応した現在価値に割引いて算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（千円）
非 上 場 株 式 等	134,713

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(3) 投資有価証券」には、含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の概要

当社では、東京都に介護型老人ホーム（土地を含む。）を、北海道札幌市、神奈川県、大阪府にビジネスホテル（土地を含む。）を、埼玉県に物流倉庫（土地を含む。）を有しております。なお、大阪府のビジネスホテルについては、当社の事務所として一部を使用しているため、「賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産」としております。

2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額および当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価および当該時価の算定方法

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			連結決算日における時価（千円）
	当連結会計年度期首残高（千円）	当連結会計年度増減額（千円）	当連結会計年度末残高（千円）	
賃 貸 等 不 動 産	2,385,727	△50,145	2,335,581	4,855,000
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	1,260,097	△46,512	1,213,584	4,080,000

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額等を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

不動産鑑定士による鑑定評価額および当該評価額に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

3. 賃貸等不動産に関する損益

	賃貸収益（千円）	賃貸費用（千円）	差 額 （ 千 円 ）
賃 貸 等 不 動 産	386,804	97,972	288,832
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	199,200	74,990	124,209

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 2,560.68円
 2. 1株当たり当期純利益 177.46円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	38,195,485	流動負債	15,287,213
現金及び預金	29,049,213	支払手形	863,041
受取手形	1,881,676	電子記録債務	8,653,942
売掛金	6,041,738	買掛金	2,484,547
商品及び製品	363,692	リース債務	6,579
原材料及び貯蔵品	30,012	未払金	472,672
前渡金	487,588	未払費用	287,091
前払費用	36,155	未払法人税等	941,715
関係会社短期貸付金	250,000	未払消費税等	290,728
その他	58,408	前受金	480,492
貸倒引当金	△3,000	預り金	30,880
固定資産	17,197,751	賞与引当金	533,000
有形固定資産	10,358,081	役員賞与引当金	57,572
建物	4,168,917	設備支払手形	22,770
土地	5,960,995	その他の	162,179
リース資産	4,708	固定負債	1,746,450
建設仮勘定	31,849	リース債務	12,356
その他	191,609	土地再評価に係る繰延税金負債	172,186
無形固定資産	12,531	退職給付引当金	1,234,188
リース資産	12,531	その他の	327,718
投資その他の資産	6,827,138	負債合計	17,033,664
投資有価証券	2,021,083	(純資産の部)	
関係会社株式	148,130	株主資本	41,782,075
長期貸付金	4,838	資本金	3,164,950
関係会社長期貸付金	4,300,000	資本剰余金	2,522,326
繰延税金資産	220,594	資本準備金	2,494,610
その他	140,503	その他資本剰余金	27,716
貸倒引当金	△8,011	自己株式処分差益	27,716
資産合計	55,393,236	利益剰余金	39,383,118
		利益準備金	354,000
		その他利益剰余金	39,029,118
		別途積立金	11,370,000
		繰越利益剰余金	27,659,118
		自己株式	△3,288,319
		評価・換算差額等	△3,422,503
		その他有価証券評価差額金	1,133,957
		土地再評価差額金	△4,556,460
		純資産合計	38,359,572
		負債純資産合計	55,393,236

損 益 計 算 書

(2021年3月1日から)
(2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		50,985,265
売 上 原 価		37,562,291
売 上 総 利 益		13,422,973
販売費及び一般管理費		10,276,836
営 業 利 益		3,146,136
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	57,801	
固定資産賃貸料	223,095	
受取手数料	525,248	
仕入割引	118,441	
その他	92,544	1,017,131
営 業 外 費 用		
支払手数料	172,971	
その他	5,043	178,014
経 常 利 益		3,985,254
特 別 利 益		
固定資産売却益	4,029	4,029
特 別 損 失		
固定資産除却損	183	183
税 引 前 当 期 純 利 益		3,989,100
法人税、住民税及び事業税	1,345,688	
法人税等調整額	△66,115	1,279,573
当 期 純 利 益		2,709,527

株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	3,164,950	2,494,610	10,858	2,505,468	354,000	11,370,000	25,435,268	37,159,268
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△485,676	△485,676
当 期 純 利 益							2,709,527	2,709,527
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分								
自 己 株 式 処 分 差 益			16,858	16,858				
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	16,858	16,858	-	-	2,223,850	2,223,850
当 期 末 残 高	3,164,950	2,494,610	27,716	2,522,326	354,000	11,370,000	27,659,118	39,383,118

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△3,299,707	39,529,978	1,118,707	△4,556,460	△3,437,752	36,092,225
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△485,676				△485,676
当 期 純 利 益		2,709,527				2,709,527
自 己 株 式 の 取 得	△78	△78				△78
自 己 株 式 の 処 分	11,466	11,466				11,466
自 己 株 式 処 分 差 益		16,858				16,858
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			15,249		15,249	15,249
当 期 変 動 額 合 計	11,388	2,252,096	15,249	-	15,249	2,267,346
当 期 末 残 高	△3,288,319	41,782,075	1,133,957	△4,556,460	△3,422,503	38,359,572

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

- (1) 子会社株式 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ② 時価のないもの
移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

- (1) 製品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (2) 商品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (3) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 8年～65年
 - (2) 無形固定資産
(リース資産を除く) ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理してあります。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。
- (3) 役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌事業年度から損益処理しております。
税抜方式によっております。

6. 消費税等の会計処理

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(退職給付引当金)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額
退職給付引当金 1,234,188千円
2. 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報
当社の退職給付費用、退職給付債務は割引率、昇給率、死亡率等さまざまな仮定に基づき算出しております。この内割引率は、国債の市場利回りに基づき決定しております。また、年金資産の長期期待運用収益率は各年金制度の年金運用資産方針に基づき決定しております。これらの見積りに用いた仮定には将来の不確実性を伴うため、見積りの仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響による会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の広がりや、当社の事業活動に影響を及ぼしておりますが、今後の広がり方や収束時期等を予測することは極めて困難であります。

しかしながら、当社は当該感染症が徐々に改善の兆しが見られることで、経済活動が段階的に引き上げられ、緩やかに回復すると仮定しております。

このような状況下で、当社は様々な経営状況を勘案して会計上の見積りへの影響を検討しましたが、当社の業績に重要な影響を与えないものと判断しております。

なお、当該感染症の収束時期が長期化した場合等には、会計上の見積りへの影響を再度検討する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 8,854,904千円
2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務
 - (1) 短期金銭債権 785,462千円
 - (2) 短期金銭債務 137,111千円
3. 土地再評価

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税標準価格に合理的な調整を行い算出しております。

再評価を行った年月日 2002年2月28日

再評価を行った土地の期末における時価と

534,714千円

再評価後の帳簿価額との差額

（上記差額のうち賃貸等不動産に係るもの）

355,246千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	営業取引 売上高	154,874千円
	仕入高	14,289,343
	その他	41,112
	営業取引以外の取引高	1,043,687

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	3,584,534株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	163,204千円
未払事業税	49,588
貸倒引当金	918
長期未払金	82,030
退職給付引当金	377,908
その他	120,682
小計	<u>794,333</u>
評価性引当額	<u>△83,343</u>
繰延税金資産小計	<u>710,989</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△490,395</u>
繰延税金負債小計	<u>△490,395</u>
繰延税金資産の純額	220,594
土地再評価に係る繰延税金資産	1,514,651
評価性引当額	△1,514,651
土地再評価に係る繰延税金負債	<u>△172,186</u>
小計	<u>△172,186</u>
計	<u><u>48,407</u></u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
住民税均等割	2.2
試験研究費の特別税額控除	△0.6
評価性引当額の増減	△0.1
その他	<u>△0.2</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u><u>32.1</u></u>

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機および周辺機器等の一部についてはリース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

(単位：千円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有者)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額(注6)	科 目	期末残高(注6)
子 会 社	マルゼン工業㈱	所有 直接100.0%	同社製品の仕入 資金の援助 役員の兼任	製品の仕入(注1)	14,276,118	前 渡 金	487,588
				手数料の受取(注2)	402,228		
				固定資産の賃 貸(注3)	210,984		
				購買業務の 委託(注4)	172,971		
				資金の貸付(注5)	—	短期貸付金 長期貸付金	250,000 4,000,000
子 会 社	㈱フジサワ・ マルゼン	所有 直接100.0%	同社製品の仕入 資金の援助 役員の兼任	製品の仕入(注1)	13,224	そ の 他	—
				手数料の受取(注2)	123,019		
				資金の貸付(注5)	—	長期貸付金	300,000

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注2) 製品運送に関する費用および役務提供に関する費用の手数料の受取りについては、契約に基づき実際に発生した金額並びに契約金額で行っております。
- (注3) 固定資産の賃貸料については、近隣の相場価格を参考に決定しております。
- (注4) 購買業務委託手数料については、一般の取引条件と同様に決定しております。
- (注5) マルゼン工業㈱および㈱フジサワ・マルゼンに対する貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
- (注6) 取引金額には、消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,368.54円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 167.34円 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月17日

株式会社マルゼン

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 直 幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村 田 賢 士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マルゼンの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マルゼン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月17日

株式会社マルゼン

取締役会 御中

P w C あ ら た 有 限 責 任 監 査 法 人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 直 幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村 田 賢 士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マルゼンの2021年3月1日から2022年2月28日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあたら有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあたら有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月18日

株式会社マルゼン 監査役会

常 勤 監 査 役 (社外監査役)	久 野 敬 之 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	長 坂 修 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	古 明 地 宏 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当につきましては、株主様への利益還元をもっとも重要な課題の一つと考え、安定的かつ継続的に行うことを基本方針としております。当期より配当金については、連結配当性向30%を目安にすることに致しました。また、内部留保につきましては、将来の安定拡大に向けた研究開発や設備投資、マーケットシェア拡大のための投資等、企業価値向上のための投資に優先的に活用してまいります。

当期の利益につきましては、コロナ禍ではありましたが、当初計画を達成いたしました。これもひとえに、株主の皆様をはじめ、関係各位のご支援の賜物と、心より感謝申し上げます。

つきましては、期末配当の1株あたり普通配当金を前期の15円から20円増配して1株につき35円（通期では前期に比べ20円増配の50円）といたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。

なお、この割当てにおいては自己株式3,584,534株を除外しており、この場合の配当総額は566,841,310円となります。

（注）中間配当は15円であり、これを合わせた年間配当金は、1株につき金50円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年5月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する付則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

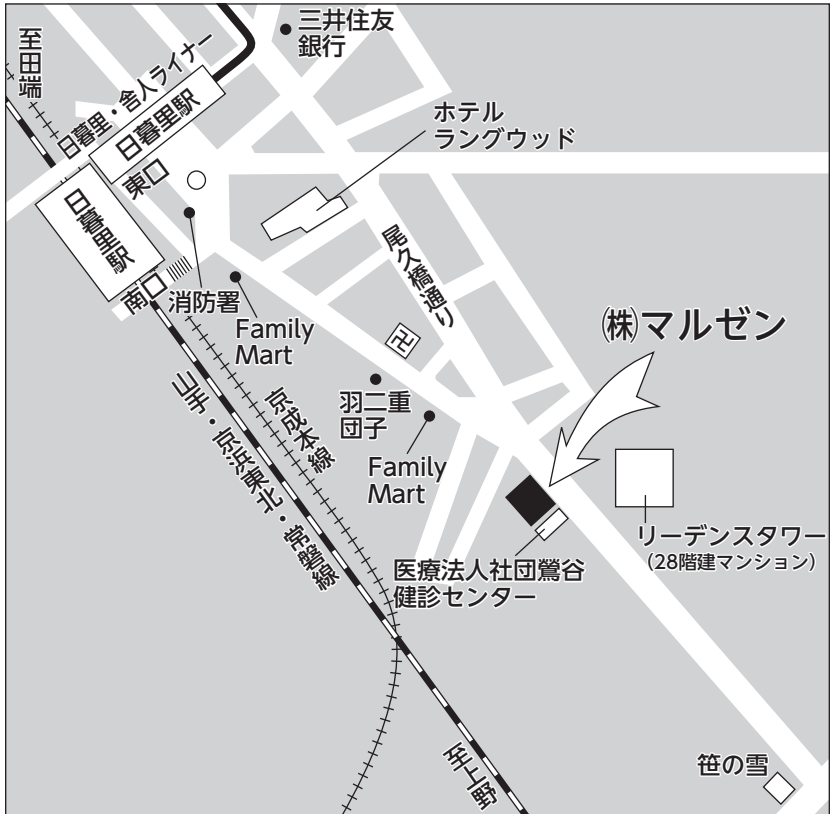
（下線部分は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	<削 除>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置を取るものとする。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p><u>第9条</u> 2022年5月26日一部改訂</p>
<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p><u>第10条</u> 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更定款第15条（電子提供措置）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p><u>3</u> 本条は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以 上

株主総会会場ご案内図



会場：東京都台東区根岸二丁目19番18号

当社本社 2階多目的ホール

<交通のご案内> ○J R・京成日暮里駅下車、南口より徒歩7分

新型コロナウイルス感染拡大防止と株主様のご健康のため、本年は株主総会へのご来場を見合わせ、同封の議決権行使書用紙にて議決権を行使していただくことをご検討下さいませようお願い申し上げます。

ご来場の場合にはマスクをお持ちいただきご着用をお願いいたします。マスクをご着用なさらない方、またご体調が悪いと見受けられる方は、他の株主様の安全確保の観点からご入場をお断りさせていただきます。

